

ラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。

(2) 上記(1)以外の場合、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるR車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両とする。

ただし、R F車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクター、R P N車両の年次制限の設定、および車両に装着するホイールのサイズについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJ A Fに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
3. R P N車両における同一車両型式の最も古いJ A F登録年の年次制限を設定すること。
4. 当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条6. 1)、第4章第7条7. 1)および第5章第7条7. 1)に規定されたホイールの最大値（直径および幅）以外の最大値を設定すること。